

○第155回肥料・飼料等専門調査会

日時：令和2年11月13日（金）13：59～15：10

議事概要：

（1）飼料添加物（カンタキサンチン）の食品健康影響評価について

審議の結果、「現行のリスク管理における本成分の体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、当該食品安全委員会、JECFA、EFSA及びFDAのADIの値を超えないことから、評価の考え方^注の3の（1）に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。」とすることが了承され、食品安全委員会に報告することとされた。

*飼料添加物(色素)として、国内では鶏、さけ科魚類及び甲殻類用飼料を対象に指定されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

（2）動物用医薬品（トリメトプリム）の食品健康影響評価について

審議の結果、「現行のリスク管理における本成分の体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、当該APVMA及びEMAのADIの値を超えないことから、評価の考え方^注の3の（1）に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。」とすることが了承され、食品安全委員会に報告することとされた。

*合成抗菌剤及び寄生虫駆除剤で、日本国内では動物用医薬品として豚の細菌性下痢症やニワトリのコクシジウム病等の治療に使用されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

（3）動物用医薬品（クロキサシリン）の食品健康影響評価について

継続審議となった。

*抗菌性物質で、日本国内では動物用医薬品として牛の乳房炎、産褥熱等の治療に使用されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

注：「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」

(令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定。)(参考資料2)

（4）酵素を有効成分とする飼料添加物の食品健康影響評価の考え方について

酵素を有効成分とする飼料添加物の食品健康影響評価の考え方について(案)が審議、了承され、食品安全委員会に報告することとされた。